

第38回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2006年9月19日(火) 10:30～

2. 場 所 中央合同庁舎4号館7階共用743会議室

3. 出席者 齋藤委員長代理、木元委員、前田委員
内閣府 原子力政策担当室
牧野企画官、池田主査

4. 議 題

(1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)原子炉設置変更[HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の変更]について(答申)

(2) その他

5. 配付資料

資料1-1 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)原子炉設置変更[HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の変更]について(答申)(案)

資料1-2 独立行政法人 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)の原子炉の設置変更[HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の変更]の概要について

6. 審議事項

(齋藤委員長代理) それでは、時間になりましたので、第38回原子力委員会の定例会議を始めさせていただきます。

今日は委員3名であります、3名で成立しますので、定例の委員会を始めさせていただきます。

きます。

今日は、議題といたしましては、独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子炉設置変更〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕について（答申）、及びその他であります。

それでは、お願いします。

（牧野企画官）早速、議題の1番目、独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子炉設置変更〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕について（答申）について御説明申し上げます。

諮問の概要につきまして、資料第1-2号を御覧下さい。

まず、原子炉の型式でございますけれども、低濃縮二酸化ウラン被覆粒子燃料黒鉛減速ヘリウムガス冷却型でございます。熱出力の規模としては30MWのものです。

本申請に係る変更の主な概要といたしましては、HTTRの特殊運転モードとして循環機3台停止試験及び炉容器冷却設備停止試験を追加し、これに伴う所要の原子炉保護設備等について改造を行うというものでございます。具体的には、右の方に特殊運転モードの追加、2ページの方ですが、それから原子炉保護設備等の改造ということで書いてございますが、「1次加圧水冷却ヘリウム流量低」及び「炉心差圧低」の信号は、あらかじめ定めた試験継続時間を超えた場合にスクラム信号を発信するように改造するといったことなどがございます。

答申の内容に移らせていただきます。

資料1-1に基づき御説明申し上げたいと思います。

（池田主査）それでは、読み上げの方をいたします。

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子炉設置変更〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕について（答申）

平成18年5月19日付け17諸文科科第2751号（平成18年8月7日付け18諸文科科第2220号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

（別紙）

1．核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）

第24条第1項第1号（平和利用）

本申請は、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

2．法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請は、

・基礎的・基盤的な研究開発で生まれた革新的技術概念に基づく技術システムの実現可能性を探索するための研究開発について、「高温の熱源や経済性に優れた発電手段となり得る高温ガス炉とこれによる水素製造技術の研究開発等については、今後とも技術概念や基盤技術の成熟度等を考慮しつつ長期的視野に立って必要な取組を決め、推進していくことが重要である。」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること

- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

3．法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要なとされる資金は、特別会計運営費交付金（電源開発促進対策特別会計・電源利用勘定運営費交付金）をもって充当する計画としている。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

以上でございます。

（齋藤委員長代理）ありがとうございました。

本件につきましては、先ほどの資料1 - 2にございましたように、これまでHTTRにおける高温ガス炉特有の安全性の確認で、冷却材を循環する循環機は全部で3台あるわけではありますが、2台停止するところまで行い、今回は3台全機同時に停止して、冷却材の流量をゼロにし、それでも安全であるということを確認するという趣旨のものであります。技術的な問題につきましては、関係行政庁並びに安全委員会で審議を済ませているものでありまして、原子力委員会としては、通例のとおり、平和利用、計画的遂行、及び経理的な基礎について審議するものであります。ただいまの答申について何か

御意見ございますでしょうか。

(木元委員) この内容そのものに対しては、このとおりで宜しいと思いますけれども、今も読んでいただいたのを聞いても、読み難いんですよ。句読点が無いので、息継ぎも出来ないというようなことがあります。今、目を通していて、これはカギ括弧があった方が良くないかな、と思いましたのは別紙です。別紙の1.の核原料物質、核燃料物質のくだりのところ、「本申請は、」の後、ポツが2つあります。その後「から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる」と、この文言は文部科学大臣の文言なんですよ。

なぜそういうことを申し上げたかということ、2.のところ、2.の「本申請は、」の後、ポツがあって、「基礎的・基盤的な研究開発で生まれた革新的技術概念に基づく技術システムの」云々があって、研究開発についての2行目の点があり、そこからカギ括弧が入っているんですね。このカギ括弧は、3行、4行ぐらい続いて、括弧綴じがあって、「とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること」と、こうなっているわけです。

そうなってくると、「とする」が同じように受けている前文の、1.のところのくだり、文部科学大臣の判断のところですけども、そのところは、「から、」とその後にカギ括弧を入れて、「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる」でカギ括弧綴じであった方が、1.と2.の整合性も出てくると思うし、見易いですね。カギ括弧をつけて良いんじゃないかな、それぞれ「とする」を受けているわけですから。

(齋藤委員長代理) そうしますと、おっしゃるのは「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる」、そこを括弧でくくると言うことですね。

(木元委員) 「認められる」でマルにして良いと思います、下もそうしてありますから。

「とする文部科学大臣の判断は妥当である」と。下の方もカギ括弧綴じで「とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること」、ちゃんと同じようにくくれるので、その方が見易いと思うわけですけども。

(齋藤委員長代理) そうすると、3.もそうですか。

(木元委員) した方が良いでしょう。

(齋藤委員長代理) 同じような文言になっておりまして。

(木元委員) そうですね、確かに。

(前田委員) 2. の最後の2行も何々とする、最後の1行ですが、何々とする「文部科学大臣の判断は妥当である」と書いてあるんですよ。だから、同じように入れたらここも入れなきゃいけないですね。

(木元委員) そうですね。入れた方が私は見易いし読み易いと思うんですけども。

(齋藤委員長代理) これは従来そういう括弧でくくってきていないですね。

(木元委員) 実は下の方でもあるんですけども。

(齋藤委員長代理) おっしゃるのは3. もですね。今までこのような答申書ではそうしてきてなかったですね。

(木元委員) 今までそうしてなかったから変えましょう、という提言です。前例が無いからという、いつまでも進歩がないし、国民から乖離していってしまうような文言ばかりが続くということが私としては残念だなと思うので、あえて申し上げます。確かにおっしゃるように、次もそうだし、次もそうだしとなっちゃいます。それは確かですよ。上が非常に長いんですよ、1. のところが。

(齋藤委員長代理) それで、そういうことになると、1. からいきますと、「本申請は、」、ポツが2つありますね。「から認められる」と、これは文部科学大臣が原子力委員長あてに諮問されたことを全くそのまま変更してないですね。

そういたしますと、カギ括弧の始まりはポツ2つの下からでいいのかどうかという問題が起こってきますね。

(木元委員) 「から」までではなくて、「から」の次の原子炉のところからカギ括弧が始まって。

(齋藤委員長代理) 今の御提案はそういうことですね。

(木元委員) ええ。

(齋藤委員長代理) その上の方も文部科学大臣の諮問から同じ文章を引っ張ってあり、我々もそれを吟味した結果、何ら変える必要は無いという判断をしたので、こういう文章になっているということになるのですが、その辺も含めていかがでしょうか。

(木元委員) 変えろとすれば全部入れちゃうという方法もあるし、入れなければおかしいという考え方もあるだろうし、今回はそういう提言があったということに留めていただいても結構ですし。

(齋藤委員長代理) そうですね。私としても色々前例がございますので、それは5人の委員がそろったところでもう一度議論していただいた方が良いでしょう。

(木元委員)今日は議題が一つで時間があるので、色々言わせていただこうと思ひまして、今日はこれしかないから寂しいですよ。こういうときじゃないとゆっくり論議できないから。文言そのものも「何とかするところ」、「何とかしてまいる」とか、要領というか言葉尻が決まっています、その表現を変えようとしなくていいところが進歩が無いなという気がするんですよ、時代の流れに沿っていかないと国民から離れる。そこから変えていくことが重要だなという気がするんです。

これをこういう文言にして、こういう形にしなければ答申にはならないとかというルールは特には無いでしょう。

(齋藤委員長代理)無いと思いますね。

(木元委員)前例として作ったのを踏襲しているだけですよ。

(齋藤委員長代理)そうですね。

(前田委員)そこが僕はよく分からないんですけども、僕の今までの経験からすると、こういう文章というのはおっしゃるように非常に堅い、一般の人に分かり難い文章なんですよ。そういうものだということについては、僕も全くそのとおりだと思うんですけども、これが法律に基づいた手続だから、何か法律の定めから余りかけ離れたような文章の書き方ができないということで、恐らくこういうことになったんだと思うんですよ。今おっしゃったようなことが、それは別に法律に余り縛られてないから良いんじゃないかとかという判断ですよ。

(木元委員)ここは文部科学大臣がおっしゃったこと、というくくり、ここは原子力大綱で言っていること、というくくりがあった方が、すんなり分かりが良いですよ。そういうことぐらいできるでしょうという思いがあるんですけども、難しいかな。

あと句読点が無いから、この形容詞はどこに付くのか分からないところがあるし、読むと、どこで息継ぎしていいか分からない。ということは、分かり難いんですよ。目で一生懸命追って考えていくと分かるんですけども。

(齋藤委員長代理)それから、最後の結論の前に色々と言っていることで、諮問のあった文章が必ずしも適切でないときは、理由としてこちらの方が直すこともあり得るんですよ。その辺も踏まえて、カギ括弧をどこからどこまで付けるかという問題がこれはあると思うんですが。

(木元委員)カギ括弧なんて必要ないという方もいらっしゃると思うんです。それなら全部カギ括弧を取っ払っちゃえばいいので。

(齋藤委員長代理) 今おっしゃっているのは、2番目の原子力政策大綱だけをくくってあると、そういうことですね。

(木元委員) 本日は、こういうようなことを言う委員がいた、ぐらいのことでまとめていただいて宜しいと思うんですけども、時々よろしを上げさせていただきます。

(齋藤委員長代理) 私も従来 of 慣例でいきますと、今まで括弧なしで来てますので、2委員が欠席のところ、3委員だけで決めるのは今回は見合わせさせていただき、全員で協議をさせていただいた方が宜しいかと思しますので、そういう御提案があったということ、議事録に書きとめていただいて、その他御異議なければ、これで了承をいただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(木元委員) はい。

(齋藤委員長代理) 本日はそういうことでお認めいただいたということにさせていただきます。その他ございますか。

それから、今回は前回の議事録は付いていませんが、これもちょっと遅れているということですね。次回までに御用意いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、先生方よろしいですか。

(牧野企画官) 次回、第39回の原子力委員会定例会議ですけれども、9月26日火曜日、10時半ということで、場所はこちらの743会議室で開催ということでございます。よろしく願いいたします。

(齋藤委員長代理) 以上ですね。

では、どうもありがとうございました。